

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 26 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530660

研究課題名(和文)水俣病闘争を事例とした社会運動ユニオニズムの歴史的研究

研究課題名(英文)Historical Analysis of Social Movement Unionism, Based on the Case of Minamata Disease Struggles

研究代表者

鈴木 玲 (SUZUKI, Akira)

法政大学・大原社会問題研究所・専任研究員

研究者番号：20318611

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：新日本窒素労働組合の元組合員の聞き取りおよび熊本学園大学水俣学研究センター所蔵のアーカイブズ調査に基づき、1960年代～70年代初めのチッソの労使関係および新日窒労組と水俣病患者団体・患者支援社会運動団体との連携関係について調査した。62～63年の安定賃金闘争以降の労使対立が、組合と社会運動との連携を促進したこと、組合と社会運動の連携関係は個人のネットワークに基づいていたことが明らかとなった。調査の結果は、学会発表や論文刊行で公表した。

研究成果の概要(英文)：This research, based on interviews of former union leaders of Shin Nihon Chisso Union (the SNU) and on archival research of materials owned by the Open Research Center for Minamata Studies, examined industrial relations at Chisso and alliances between the SNU and social movements of Minamata disease patients and their supporters in the 1960s and in the early 1970s. The research showed that contentious industrial relations since the labor dispute in 1962-63 contributed to the coalition formation between the SNU and social movement organizations, and that union-social movement coalitions were based on personal networks of activists. The findings of the research were made public by presentations at academic conferences and published articles.

研究分野：社会学

キーワード：労働運動 社会運動 公害問題 水俣病

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年「社会運動ユニオニズム」という概念が労働運動研究で使われるようになった。この概念は、新自由主義経済で弱体化した労働運動が社会運動やコミュニティ組織と連携して、労働運動を再活性化するために展開している諸運動を説明するために使われている。この概念は、労働運動と環境運動との連携を分析にも使われている。

(2) 「社会運動ユニオニズム」の概念に基づいた研究は、主にアメリカ、カナダ、オーストラリアの労働運動研究を対象としているが、日本の労働運動の事例にも当てはめることができる。また、労働運動と社会運動の連携は、新自由主義経済下の現在の労働運動だけでなく、政治・社会問題に取り組んだ過去の労働運動にも適用することができると考える。

(3) 日本の場合、高度経済成長の環境への負の遺産が明らかになるのに伴い、1960年代中頃から70年代中頃まで公害反対運動が社会運動として活発化した。このような運動の活発化は労働運動にどのような影響を及ぼしたのか。労働運動と公害反対運動の間には、どのような関係(協力あるいは対立)が生まれたのか。

2. 研究の目的

本研究は、「社会運動ユニオニズム」の枠組みを使い60年代後半～70年代前半に活発化した公害に反対する住民運動(公害反対運動)が労働運動に及ぼした影響を事例研究する。焦点を当てる事例は、新日本室素労働組合(新日室労組)と水俣病患者団体や水俣病患者支援団体(水俣病市民会議、水俣病を告発する会など)の協力・共闘関係である。この事例研究を通じて、企業・職場内の労働条件のみに関心を向ける企業別組合が公害などの社会問題にも取り組み社会運動ユニオニズムを志向するようになる条件および社会運動の抗議行動(集団行動のレポーター)が労働運動の行動にどのように伝播していくのかを明らかにする。

3. 研究の方法

研究は、聞き取り調査、一次資料(アーカイブス)調査、資料の分析により行った。

(1) 聞き取り調査:

新日室労組の複数の元組合役員に対して、2012年11月9日、2013年12月7日、2013年6月29日、2014年8月26日の4回に渡り聞き取りを行った。告発する会の関係者の聞き取りは、2014年11月27日と2015年1月26日の2回に渡り行った。聞き取りは、

テープに起こし本人のチェックを受けた。

(2) 一次資料(アーカイブス)調査:

熊本学園大学水俣学研究センター現地センター所蔵の新日室労組関係資料(新日室労組や水俣病患者支援団体が作成したビラ、文書、新日本室素水俣工場新労働組合[チッソ水俣新労働組合]機関紙等)を収集した。また四日市市公害資料室の所蔵資料(四日市公害に取り組む市民運動のニュースレター、地区労等労働組合資料等)を収集した。

(3) 資料の分析:

復刻された新日室労組の機関紙『さいれん』を利用して、1968年8月～1973年8月の期間の記事や関連ビラのうち、水俣病関連の記事約260件の記事のタイトルおよび概要を記録した。また、新日室労組に対立するチッソ水俣新労働組合の機関紙『しんろう』の同時期の水俣病関連の記事約80件の記事のタイトルおよび概要を記録した。

4. 研究成果

(1) 新日室労組と水俣病患者団体、患者支援団体との連携関係は次のような主に2つの特徴をもつことがわかった。新日室労組は連携パートナーに対して支配的にならならず、相互補完的關係にあった。連携関係を通じて社会運動に関わった組合員は、幹部や活動家の一部の組合員に限られていた。

についてみると、新日室労組は水俣病対策市民会議との関係で「個人参加のルール」を厳しく守り、市民会議の方針に従った。その意味で、連携関係は労働組合が主導的で社会運動が従属的になる「前衛型」連携ではなかった。ただし、新日室労組は他の連携パートナーがもたない「戦略的能力」をもっており、チッソの財務状況を分析することでメインバンクに対する闘争を構想した。他方、市民会議や告発する会は組合に従属せずに自律的に活動し、前者は水俣市民の間に水俣病患者支援を広める役割、後者は第一次訴訟支援を中心とした水俣病闘争を全国に広める役割をそれぞれ果たした。

についてみると、新日室労組の一部の幹部・活動家を除く多くの組合員は、市民会議に形式上加盟したものの、積極的に水俣病患者家族の支援活動に参加しなかった。新日室労組と市民会議・告発する会および患者組織との連携関係は、組合側では「職場から離れた組合リーダーや組合役員」に限定される傾向にあった。一般組合員の水俣病問題への関与は、70年5月の「公害スト」および支援集会への参加や機関決定のカンパなど、上から「動員」される形をとった。

とから、連携関係の特徴として、組織間関係というより個人間のネットワークの関係という性格が強いことがわかった。新日室労組の幹部・活動家と水俣病患者、支援団

体活動家は、個人レベルで相互信頼関係を形成し、そのような相互信頼関係に基づき裁判闘争や対チソ・政府交渉などで共闘を行った。

(2) なぜ公害発生企業の企業別組合である新日室労組が水俣病問題に取り組んだのか。

当初は「社会運動の抗議行動の労働運動の行動への伝播」の可能性を仮説として挙げたが、新日室労組の場合、明確な伝播はみられなかった。時系列的に見ると、水俣病をめぐる社会運動の本格化と新日室労組の水俣病の取り組みの開始は、どちらも1968年に以降に活発化した。社会運動は、1968年1月に結成された「水俣病対策市民会議」が本格化の始まりであり、新日室労組の取り組みは同年8月の労組大会での「恥宣言」決議より始まった。ただし、62～63年の安定賃金反対闘争（安賃闘争）から68年の間に、新日室労組と水俣病患者団体、患者支援団体との連携の「素地」がつけられた。具体的には、新日室労組の一部の幹部と水俣病問題に関わっている水俣市民との間で個人的ネットワークが形成された。

労働運動と社会運動の連携関係を結ぶ条件を分析した先行研究は、主に2つの要因が労働組合と社会運動組織の連携を促進すると指摘する。第一に、労働組合が社会運動組織との連携を模索するのは、主に労使関係制度が経営者や新自由主義国家の攻撃により弱体化する「脱制度化」の段階であるということである。労使関係の「脱制度化」段階では、労働組合と経営者との権力バランスが前者に不利（後者に有利）になり、労働組合は経営者と相対的に対等な関係で交渉できなくなり、さらに、経営者が労働組合を交渉相手として認めなくなる事例も生まれる。そのため労働組合は、組合員の利益を独自の交渉力・組織力で守れなくなり、制度の枠を超えたアクターとの連携を模索するようになる。

第二の要因は、労働組合の「戦略的能力」(strategic capacity)である。「脱制度化」要因が労働組合を外部環境に受動的に対応するアクターと捉えるのに対し、第二の要因は労働組合を外部環境が与える機会を戦略的に取り入れることができる能動的なアクターと捉える。労働組合が置かれている環境が厳しい場合でも、戦略的な能力をもつ組合は脱制度化を制度に縛られず革新的な組織化を行う「機会」として捉える。

先行研究が示した労働運動と社会運動が連携する要因は、新日室労組の事例にどのように当てはまるのか。第一の要因に関しては、本事例が新自由主義経済の下ではないものの、労使関係の脱制度化が起きたといえる。すなわち、安賃闘争を境に、それまでの協調的とはいえないものの相互の存在を認めた関係から、経営側が新日室労組の勢力を徹底的に弱めようとする敵対的な関係に労使関

係が転換した。その結果、労使がお互いの存在を認めて自律的に話し合う場が少なくなり、地労委のあっせん・和解案や地裁・高裁の仮処分決定・和解勧告などの第三者の介入によって初めて労使が交渉・妥結するパターンが多くなった。その意味で、団体交渉の場が「壊され」、労使関係は「脱制度化」したといえる。このような厳しい状況のもと、新日室労組はまず他の組合（化合労連本部と傘下組合および三井三池労組）との連携を強めた。さらに、激しい組合攻撃により組合員が企業意識の「呪縛」から相対的に自由になったことで、組合が労使関係の枠を超えて水俣病問題に取り組む「素地」が形成されたと考えることができる。

第二の要因「戦略的能力」はアメリカの労働組合の「戦略的能力」を前提としているので、この要因を直接本事例に当てはめるのは難しい。しかし、水俣出身のブルーカラー労働者が中心の新日室労組の「外部者」であるO氏（大卒ホワイトカラー）が64年以降新日室労組の専従役員になったことは、組合再活性化の条件の一つとされる「新しい組合リーダーの参入」に相当するとみることができる。異なったバックグラウンドもつ組合リーダーによってこれまでの組合あり方にとられない政策が打ち出されるとされるが、新日室労組の「恥宣言」決議とそれを契機とした患者支援団体・患者組織と組合の連携はO氏の組合執行部への参入により生まれた「戦略的能力」の反映である（仮説的ではあるが）考えられる。さらに、O氏の指導のもと新日室労組が水俣病を「社会問題化」させたことは、患者家族への補償問題や水俣工場の撤退問題・チソの経営危機に対応する組合の「戦略的能力」の発揮とみることができる。

新日室労組が水俣病問題への取り組みを深めたもう一つの背景的要因には、新日本室素水俣工場新労働組合（新労）との対立関係があった。新労は、安賃闘争を契機にしてホワイトカラー労働者を中心に結成された組合で、経営者と協調的関係を結び、経営者と協力し新日室労組を弱体化しようとした。新日室労組が68年から患者支援団体との共闘を始めると、新労は市の保守勢力と共に会社側を擁護する立場に立ち、新日室労組と市民会議・告発する会などの支援団体を水俣市の経済的繁栄を阻害するものとして攻撃した。このような新労の攻撃は、逆に新日室労組の反発を生み、水俣病支援する社会運動との連携関係を強めたといえる。

(3) 公害発生企業の企業別組合が公害問題に取り組んだ他の事例は、管見の限り非常に少ない。しかし、（発生企業の企業別組合以外の）労働組合と公害反対運動の連携の事例は他にも報告されている。新日室労組の水俣病問題への取り組みと比較するため、労働組合が四日市公害（四日市ぜんそく問題）にどのように取り組んだのか調査した。

四日市ぜんそくの被害者は、1967年9月に石油コンビナート6社を相手取り裁判を起こした。四日市の労働組合で裁判闘争を支援したのは、自治体労働者や教職員の組合（市職労や教組など）で、コンビナートの労働組合は支援運動に参加しなかった。コンビナートの労働組合（化学工場の企業別組合）は、経済闘争では戦闘的であったものの、公害裁判に関しては企業に近い立場にたった。これらの労組は、新日室労組の事例とことなり、大きな争議や組合分裂を体験しておらず、経営者の組合敵視政策による労使関係の「脱制度化」も起らなかった。これらの要因が少なくとも部分的に、それぞれの組合の対応の違いを説明すると考えられる。

また、自治体労組、教職員組合などと公害反対運動の連携関係は、水俣の事例にみられた個人間ネットワークでなく、組織間関係に基づいていた。裁判の支援組織（公害をなくす四日市市民協議会）は、組合、政党、民主団体の集合体であった。ただし、個人間ネットワークによる草の根の運動も生まれた。組合書記や組合員などの地域の労働運動の活動家が個人レベルで参加し結成された「公害問題を記録する会」は、聞き取り活動を通じて被害者との連携関係を形成した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 1 件)

鈴木玲「新日本窒素労働組合と水俣病患者支援団体、患者組織との連携関係の分析」『大原社会問題研究所雑誌』、査読無し、(675号) 2015年1月号、35～52頁。

〔学会発表〕(計 3 件)

Akira Suzuki (鈴木玲) "Why did the "Blue-Green Coalition" Succeed in the Case of Minamata? An Analysis of the Struggle against Chisso in the Context of Civil Society." A Paper presented at "The Role of Organized Labor in Civil Society in East Asia: Comparisons between Korea, Taiwan and Japan," cohosted by the Ohara Institute for Social Research, Hosei University and Research Committee 44 of International Sociological Association. (於：法政大学市ヶ谷キャンパス(東京都・千代田区) 2013年6月15～16日)

鈴木玲「新日本窒素労組と水俣病患者団体・支援組織との連携の分析」社会政策学会第128回(2014年春季)大会労働組合部会分科会「新日本窒素の労使関係・労働運動の諸相」で報告(於：中央大学(東京都・八王子市) 2014年5月31日～6月1日)

Akira Suzuki(鈴木玲)"Conditions for the Development of Blue-Green Alliances: the

case of Minamata in brief comparison with the case of Yokkaichi." A Paper presented at Session: Labor and Environmental Movements (RC44 and RC48), International Sociological Association (ISA) XVIII World Congress of Sociology (於：パシフィコ横浜(神奈川県・横浜市) 2014年7月13～19日)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 玲 (SUZUKI, Akira)
法政大学・大原社会問題研究所・専任研究員
研究者番号：20318611

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：